

一般財団法人 社会変革推進財団 組織規程  
(2019年10月1日改定)

第1章 総則

第1条 (目的)

この規定は、本法人の事務局の運営及び組織に関する事項は、本法人の定款に定めるもののほか、本規程による。

第2章 組織及び所掌事務

第1節 部署及びその所掌事務

第2条 (事務局)

事務局に、次の部及び室を置く。

- コンプライアンス室
- 総務部
- 事業本部

第3条 (コンプライアンス室)

コンプライアンス室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) コンプライアンス施策の実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンスに係る内部情報の管理
- (4) 内部通報制度の整備及び運用
- (5) コンプライアンス委員会の運営に関する事務
- (6) コンプライアンスに関する事項のコンプライアンス委員会に対する報告
- (7) その他コンプライアンス委員会が諮問した事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、コンプライアンス施策に必要な業務に関すること。

第4条 (総務部)

総務部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 評議員会、理事会、監事会及びアドバイザーボードの庶務に関すること。
- (2) 定款その他諸規程に関すること。

- (3) 登記、諸願及び諸届に関する事。
- (4) 法人印の管守に関する事。
- (5) 文書の接受、發送及び保存に関する事。
- (6) 機密に関する事。
- (7) 人事及び労務に関する事。
- (8) 福利厚生に関する事。
- (9) 職員の研修に関する事。
- (10) 法人文書の開示及び公表並びに個人情報保護に関する事。
- (11) 役員秘書に関する事。
- (12) 本法人の業務に関する情報システムの統括、運営及び管理に関する事（ただし、第5条第5号による周知啓発及び情報公開等、広報活動に関する事を除く）。
- (13) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (14) 予算の作成及び管理に関する事。
- (15) 決算に関する事。
- (16) 助成金及び寄付金の受入れに関する事。
- (17) 物品の出納及び保管に関する事。
- (18) 固定資産の取得、管理及び処分に関する事。
- (19) 税務に関する事。
- (20) 収入及び支出に関する事。
- (21) 金銭及び有価証券の出納及び保管に関する事。
- (22) 資金の調達及び運用に関する事。
- (23) 契約に関する事。
- (24) 前各号に掲げるもののほか、他の部の所掌に属さない事務に関する事。

#### 第5条（事業本部）

事業本部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 本法人の目的の達成に必要な組織及び事業の実施に必要な資金についての出資・助成・融資又は保証等に関する事。
- (2) 本法人の目的の達成に必要な組織及び事業に関する評価に関する事
- (3) 上記（1）及び（2）を対象とした経営支援に関する事。
- (4) 社会課題の分析等、本法人の目的の達成に必要な調査及び研究に関する事。
- (5) 本法人の目的の達成に必要な周知啓発及び情報公開等、広報活動に関する事（ただし、他の部署の所掌とするものを除く）。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業等実施に必要な業務に関する事。

## 第2節 チーム等の設置及び事務分掌

### 第6条（チームの設置等）

1. 事務局の部には、定められた分掌事務に従い、事務の一部を分掌させるため、必要に応じてチームを設置することができる。
2. 常務理事及び部長は、担当する部において、必要なチームを組成し、そのリーダー及び構成員を指名することができる。
3. チームの名称、分掌事務、設置期間、その他必要な事項については、代表理事が定める。

## 第3章 職制

### 第7条（専務理事及び常務理事の分掌）

専務理事及び常務理事は、理事会にて別に定めるところにより所掌する部の業務を担当する。

### 第8条（職制）

部にそれぞれ部長及び室長を置く。

### 第9条（部長及び室長の職務）

部長は、担当常務理事の命を受け、その担当する部の所掌事務を統括し、担当常務理事を補佐する。

### 第10条（その他職員の職務）

その他事務局職員の職制及び役割区分については、代表理事が別に定める。

## 第4章 雑 則

### 第11条（契約職員等）

事務局に嘱託及び臨時雇用員を置くことができる。

### 第12条（細則）

本規程を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

### 第13条（改廃）

本規程の改廃については、理事会が決定する。

附則（2018年9月20日）

本規程は、一般財団法人社会変革推進機構の登記の日（2018年9月20日）から施行する。

附則（2019年10月7日）

本規程の一部改正は、2019年10月1日から施行する。